

共同生活援助ほっと東戸倉重要事項説明書

(令和7年6月1日現在)

1 事業者の概要

名称	一般社団法人発達ラボ国分寺
法人種別	一般社団法人
法人所在地	東京都国分寺市並木町一丁目 24 番地 51
電話番号	042-403-3612
代表者氏名	代表理事 首藤 紳夫
法人の沿革・特色	利用者が笑顔で暮らせるグループホームを目指す。
法人が所有する 営業所の種類・数	重症心身障害児通所施設 1353100272 号 (令和2年5月1日指定) 重症心身障害児通所施設 1353100306 号 (令和5年6月1日指定)

2 事業所の概要

事業所の名称	ほっと東戸倉
事業所の所在地	東京都国分寺市東戸倉2丁目2番地22及び23 2階
事業所の電話番号	042-324-2655 (FAX 兼用)
事業所番号	共同生活援助 1323700797
事業の目的	障害者に対し、適正な指定共同生活援助(介護サービス包括型)を提供することを目的とする。
事業所開設年月日	令和2年6月1日指定
事業所の敷地面積・ 延床面積	86.13㎡
入居定員	4名
運営方針	提供する指定共同生活援助(介護サービス包括型)の質の評価を行い、常にその改善を図る。
自己評価の実施状況	毎年6月に行う
職員への研修の実施 状況	従業者等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとする。 一 採用時研修 採用後6カ月以内 二 継続研修 年2回
福祉サービス第三者 評価の実施状況	3年に一度実施しています。 (直近の実績) 令和5年3月12日実施 評価機関: 株式会社シーサポート 公表方法: 東京福祉ナビゲーションにて公表

3 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数	資格等
管理者	1		1	
サービス管理責任者	1		1	保育士、介護職員初任者研修修了、介護福祉士実務者研修修了

世話人	3		3	介護福祉士実務者研修修了
生活支援員		1	1	

4 職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	常勤・生活支援員兼務
サービス管理責任者	常勤・生活支援員・夜間支援員兼務
世話人	常勤・夜間支援員兼務
生活支援員	1週間に1回夜間支援員として勤務

5 事業所の設備等の概要

① 居室

居室の種類	室数	居室面積	収納スペース	備考
1人部屋	4室	7.84~8.32 m ²	0.69~1.03 m ²	

② その他設備

設備の種類	備考
食堂	ダイニングテーブル、壁掛けテレビ
キッチン	冷蔵庫、IHコンロ
浴室	洗濯機
世話人室	監視用モニター（壁掛け）、FAX 兼用電話機、金庫、書棚

6 主たる対象者

精神障害者（知的障害者）

7 サービスの内容

① 食事

(食事時間)	朝食 7:00~9:00
	夕食 18:00~20:00

※昼食は、原則として各自でおとりいただきますが、お弁当等必要な場合はご用意いたします。

② 日中活動支援

日中、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労継続支援事業所等のサービスを利用する場合、また職場に通勤する場合等に、サービス提供事業者や職場等と連絡・調整を行い、利用者の活動を支援します。

③ 健康管理の援助

日常的健康管理	検温、排便排泄のチェック、食事の管理等
医療機関の受診	毎月1回必要に応じて、それぞれの主治医を受診

④ 金銭管理の援助

利用者個々人の要望により、小遣い帳への記帳など、利用者が自ら金銭管理を行うことができ

るよう支援します。

⑤ 訓練等給付費支給申請の援助

訓練等給付費の支給期間終了後も継続して支援を受けることができるよう、再度支給決定を受けるための申請を行う際に、必要な援助をします。

⑥ 行政手続きの代行

手続きの代行を希望される場合は、職員にお申し出ください。なお、手続きに係る経費は別途お支払いいただきます。

⑦ 余暇活動等支援

外出支援	・利用者個々人の要望と障害の内容に基づき判断し、適正に支援を提供します。
趣味活動	・利用者個々人の要望と障害の内容、更に経済状況に応じ判断し、適正に支援を提供します。

⑧ 家族との交流

行事等への参加	・当ホームが実施する行事等に、一緒に参加していただくようお願いします。
---------	-------------------------------------

⑨ 地域との交流

地域住民との交流	国分寺市が主催するお祭りや地域住民が主催する行事等に参加するよう努めます。
ボランティア団体との交流	ボランティア団体と交流を図るよう努めます。

8 利用料金

① 訓練等給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

区市町村が定める利用者負担上限月額（サービスに要した総費用額の1割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。

（主な給付費）※項目は例示のため、事業所で算定する給付費の項目を記載すること

項目	単位数
共同生活援助サービス費	区分3：1日につき 297 単位
	区分4：1日につき 372 単位
	区分6：1日につき 600 単位
夜間支援等体制加算	区分3：1日につき 280 単位
	区分4以上：1日につき 336 単位
重度障害者支援加算（I）	1日につき 360 単位
重度障害者支援加算（II）	1日につき 180 単位
帰宅時支援加算	1月につき 187 単位
福祉専門職員配置等加算（I）	1日につき 10 単位

なお、サービス提供に要する額として、事業者が利用者に代わり区市町村から受領した訓練等給付費の額については、書面にて利用者にその都度通知します。

② 利用者自己負担によるサービスについて

家賃	月額 40,000円
光熱水費	月額 7,000円 ※共用分、居室分を含みます。 ※日割り計算により実費をお支払いいただきますが、必要に応じて <u>3ヶ月</u> ごとに精算し不足分を請求いたします。
食材料費	実費にて請求いたします。 ※朝食 1食あたり 300円・夕食 1食あたり 600円です。 ※利用者の希望により昼食を提供する場合は、別途実費をいただきます。
日用品費	月額 7,000円 ※共用分、居室分を含みます。 ※日割り計算により実費をお支払いいただきますが、必要に応じて <u>3ヶ月</u> ごとに精算し不足分を請求いたします。 ※利用者の希望により個人別に購入する以下のものについては、日用品費としてご負担いただきます ・個人用化粧品等
行政手続代行費	交通費や郵券代、コピー代等は実費をいただきます。
記録等複写サービス	複写 1枚につき 10円

このほか、利用者の事情により必要となる嗜好品等は、その実費について利用者の負担になります。

※なお、サービス提供に要する額として、事業者が利用者に代わり区市町村から受領した訓練等給付費の額については、利用者に通知します。

9 支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月20日までに請求しますので、翌月末日までにお支払いください。支払いは、原則として自動口座引き落としでお願いします。ただし、これによりがたい場合は、現金または振込でお願いします。

10 入退居

(1) 入居

- ①共同生活援助について訓練等給付費支給決定を受けた方で、当ホームに入居を希望される方は、電話等でご連絡ください。当ホームのサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ②入居が決定した場合は契約を締結します。契約の有効期間は訓練等給付費支給決定の期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③入居に際しては、適切なサービスを提供するために、心身の状況、病歴等を把握させていただきます。

(2) 契約の終了

- ①利用者が当事業者に対し、30日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。
- ③当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ④利用者がサービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず

ならず、10日以内にお支払いいただけない場合、または利用者が当ホームや当ホームの職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為や被害を与えた場合は、契約を解除し、退居していただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

④やむを得ない事情により当ホームを閉鎖または縮小する場合、契約を解除し、退居していただく場合があります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ①利用者が他の共同生活援助事業所や他の障害福祉サービス施設等に入所した場合
- ②共同生活援助の訓練等給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ③利用者が亡くなった場合

1.1 当ホームご利用に際し留意していただきたい事項

面会	面会は自由です。ただし、入り口の面会簿にご記入ください。
外出・外泊	事前に職員の許可を取ってください。
飲酒	マナーを守り、他の利用者に迷惑をかけない程度にお願いします。
喫煙	全館禁煙です。
居室等の利用	ホーム内の居室や設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他の利用者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する布教活動等のご遠慮ください。
貴重品の管理	利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては、預り金管理サービスをご利用いただけます。

1.2 緊急時の対応方法

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
所在地	
電話番号	
主治医氏名	

【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

1.3 協力医療機関

当ホームは下記の医療機関と協力し、利用者の病状の急変等に備えています。

医療機関名	にしおクリニック
所在地	東京都国分寺市西恋ヶ窪4丁目30番地3

電話番号	042-320-5580
------	--------------

14 バックアップ施設

当ホームは下記の施設をバックアップ施設とし、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等について連携し、支援の体制を確保しています。

施設名	えーる恋ヶ窪
所在地	東京都国分寺市東戸倉2丁目2番地22及び23 1階
電話番号	042-313-9380
連携体制	緊急時はえーる恋ヶ窪の管理者（須永恵）にサポートを依頼する。もし須永恵に連絡が取れない場合は一般社団法人発達ラボ国分寺・代表理事・首藤紳夫に連絡する。

15 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「防災計画」により対応します。
防火管理責任者	首藤 紳夫
避難訓練	利用者も参加の上、年1回実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ ABC 粉末消火器 1台 ・ 住宅用強化液消火器 1台 ・ 特定小規模施設用煙感知器 7個 ・ 熱感知器 2個

16 この契約に関する相談・苦情窓口

当ホームご利用相談・苦情窓口

担当者	首藤 紳夫
電話番号	090-4452-3931
受付時間	9:00~18:00

なお、当ホームでは苦情対応について独自の取り組みを行っています。

同様の苦情、事故が起こらないように、苦情処理の内容を記録し、従業員に周知するとともに「苦情処理マニュアル」を作成し、研修などの機会を通じて再発防止に努め、サービスの質の向上を目指す。

当ホーム以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	国分寺市役所 障害福祉課
電話番号	042-325-0111
受付時間	月～金曜日 9:00~17:00

担当部署	練馬区障害者施策推進課
電話番号	03-5984-1334
受付時間	月～金曜日 9:00~17:00

担当部署	国立市しょうがいしゃ支援課
------	---------------

電話番号	042-576-2121
受付時間	月～金曜日 9:00～17:00

担当部署	小金井市障害者支援課
電話番号	042-381-7497
受付時間	月～金曜日 9:00～17:00

担当部署	青梅市障害者福祉課
電話番号	0428-22-1111
受付時間	月～金曜日 9:00～17:00

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	03-5283-7020
受付時間	月～金曜日 9:00～17:00

17 虐待防止のための措置に関する事項

虐待の防止に関する責任者を選任します。

虐待防止責任者名	首藤 紳夫
電話番号	090-4452-3931
受付時間	9:00～18:00

令和 年 月 日

共同生活援助利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者 一般社団法人発達ラボ国分寺
 (所在地) 東京都国分寺市並木町一丁目24番地51
 (名称) ほっと東戸倉 首藤紳夫 印

(説明者) 所属
 氏名 印

私は本書面により、これから入居する共同生活援助の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者
 (住所)
 (氏名) 印

(代理人または立会人等)
 (住所)

(氏名)
(続柄)

印